

地番編集図閲覧申請書
航空写真的写しの交付申請書

年 月 日

都城市長 宛て

- 裏面の地番図等利用条件を確認し同意したので、次のとおり申請します。

(申請者)

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	

- ◎ 何が必要ですか

いざれかにレ印をしてください。	
<input type="checkbox"/> 地 番 編 集 図	手数料 通 (1通につき 300円)
<input type="checkbox"/> 航 空 写 真 (白黒)	通 (1通につき 300円)
<input type="checkbox"/> 航 空 写 真 (カラー)	通 (1通につき 400円)

- ◎ どこが必要ですか

都城市	町	番

受付	利用条件の交付	手数料

【地番図等利用条件】

発行後は、返却または差替えはできません。

都城市は、地番図等の閲覧及び写しの交付によって発生した直接または間接の損失、損害等については、一切の責任を負いません。

地番図等は権利等の確認には使用できません。

地番図等は、固定資産税等を課税するための参考資料で、地番の配置を確認いただくための参考図面として利用いただくものです。従って、地権者間の権利関係を表しているものではないため、地権者間の権利関係の確認（境界確認）等には使用できません。また、実測図ではありませんので求積の資料としては使用できません。

地番図等の内容についての証明はできません。

地番図等は、土地の位置や境界、形状など地番図等の内容について市が証明するものではありませんし、申請その他の資料として利用いただくことはできません。

地番図は毎年1月1日を基準に作成しています。

地番図は、毎年1月1日現在で作成したものであり、その後に発生した分合筆等の異動については反映しません。

地番図を作成していない土地があります。

地番図は、法務局の公図等を基に作成していますが、国土調査が終了していないところや道路、河川等、地番図に記載していない土地があります。

地番図の内容についてお問い合わせは受け付けておりません。

地番図について、次のようなお問い合わせには対応できませんので御了承ください。

- ・地番図の内容について（土地の形状や境界等）
- ・地番図に掲載していない内容について（所有者、地目、地積、家屋等の情報）

電話での地番の照会は受け付けておりません。

土地地番の確認は、地番図の閲覧及び写しの交付にて確認をいただいています。そのため、お電話等での土地地番の照会は対応していません。

取得した地番図等への加筆、削除等の編集はできません。

地番図等の著作権は、都城市にあります。

地番図等の変形・変更・加筆・削除等の編集を行うことはできません。

また、複製・転用を禁じます。